

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第10回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議 題 及 び 議 題 毎 の 公開又は非公開の別	(1) 第 9 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 候補地選定基準について（その 2） 基本的な考え方（案）及び審議会運営案 公募要領と日程 選定基準の設定 (3) その他
日 時	平成 2 4 年 2 月 1 1 日（土） 午後 1 時から午後 3 時 4 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出 席 委 員 氏 名	立本 英機、富所 富男、鎌野 邦樹、瀧 和夫、 恵 小百合、石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛 江原 敬二、大柴 由紀、小暮 正男、笹木 勝利 知久 浩、千葉 美佐子、平井 和子、古橋 秀夫 松島 高士、榑 掬一郎、横張 一郎、石原 義雄 小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、小室 美枝子 高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠 席 委 員 氏 名	岡田 稔、青木 重
事 務 局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相 島 一美（清掃第一課長）、中村 清八（関宿クリーンセンタ ー主幹兼課長補佐兼収集係長）、海老原 孝雄（清掃計画課長 補佐）、柳 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清 掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、小 沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主 任技師）、岡田 勇貴（清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	9 名
議 事	平成 2 3 年度第10回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻となりましたので、第 10 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本会議は公開会議となっておりますので、傍聴人の方がおられたら入室をお願いします。

（傍聴人入場）

傍聴人の方をお願いいたします。お手元に決まり事が書いてあるものをお渡ししていると思います。会議がスムーズにいくようよろしく御協力をお願いします。

それでは事務局から報告等がございますのでお願いいたします。

清掃計画課長補佐

事務局より、議事進行前に何点か御報告させていただきます。本日の審議会は、委員総数 31 名のうち 29 名の出席をいただいております、半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日の欠席委員でございますが、青木委員が所用のため欠席でございます。なお、岡田委員より遅参の報告を受けております。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、先般郵送しました資料に加えまして、第 9 回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、前回高梨委員から御質問がありました他市の選定基準事例に係る資料、松島委員の追加提案書、平井委員の提案書、横張委員の提案書をお手元に配布させていただきます。

次に、郵送でお送りしました資料の訂正をお願いいたします。まず資料 10 - 1 - 2 の会議録の 27 ページ、上から 6 行目の右から 7 文字目に「議会」とありますが、その前に「審」の字を追記していただきまして「審議会」としてください。

次に、資料 10 - 2 - 2 の 1 ページ目の一番下の四角の中の下から 2 行目、「市街地開発事業等の画的事業」となっておりますが、「画」という字を「面」に訂正をお願いいたします。

続きまして、資料 10 - 2 - 4 の 2 ページ目の項目の 7 番の A、B、C の欄のところに〇〇m 以上となっていると思いますが、こちらを全て 6m ということで御訂正をお願いいたします。同じく項目 7 の下の（注）の中の未整備延長が〇〇m 以下となっていると思いますが、こちらを 100m 以下と御訂正をお願いいたします。その下の表ですが、「ランクは C とする」とありますが「B とする」の間違いですので「B」と御訂正をお願いいたします。

同様に、次の 8 の（注）ですが、同じように未整備延長が 100m と御訂正をお願いいたします。その下の「ランク C」を「B」と御訂正をお願いいたします。

続きまして、その次の次の行ですが、同じように右のほうに「ランクを C とする」となっておりますが、こちらも「B」の間違いでございますので御訂正をお

願いいいたします。

続きまして3ページの12のランクA、B、Cの削除をお願いいたします。その下にあります の地権者云々という文章も同様に削除をお願いいたします。

最後に、13のランクBの「 $\circ\circ\text{m}^2$ 以上の土地を確保できること」というところを「 $10,000\text{ m}^2$ 以上」ということで御訂正をお願いいたします。資料の訂正は以上でございます。

なお、本日も会議録作成のために録音をさせていただいております。また、本日の会議につきましては野田市審議会等に関する要項の規定により公開会議となっております。冒頭、会長より傍聴者の入場が許可されましたが、本日7名の方から傍聴の申出がありましたので、御報告させていただきます。

次に、第8回審議会で御承認いただきました一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の素案に係るパブリック・コメントの手続きでございますが、こちらの手続きが来週の火曜日、2月14日までとなっております。2月10日現在の状況でございますが、3名の方からの御意見、1名の方からサブタイトルの御提案が寄せられています。会議に先立ちまして報告事項は以上でございます。立本会長により、これより議事進行をお願いいたします。

2 議事

立本会長

最初の議事は、第9回審議会の審議結果等についての報告ですが、これにつきまして何かございましたら事務局にお知らせ願いたいと思います。

続きまして、建設候補地選定の基本的な考え方（案）につきまして、前回、最終的にこれでいいかどうかということをもまだ承認していただいておりますので、改めて事務局から説明をお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

前回の御議論も踏まえまして、改めて基本的な考え方（案）ということで示させていただきたいと思います。前回やったところは見え消しで訂正させていただいております。

基本的な考え方としては、 は全市域を対象とするということです。ただし、市の方針として、野田市清掃工場及び関宿クリーンセンターの建て替え並びに隣接地での建設は行わないということで御理解をお願いしたいと思います。

の選定基準の設定、これは特定の土地を想定して設定するのではなく、純粋に新清掃工場の建設候補地として最適な立地条件を基準として設定することとさせていただきたいと思います。

については、少なくとも民間がごみ焼却場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本にしたいと考えております。

については、まずは公募によって候補地を抜き出していきたいと考えており

ます。公募の結果、選定基準を残念ながら満たす適地がない場合には委員推薦、あるいは事務局が課税資料等に基づき抽出することとさせていただきたいと思いをします。

については、選定基準にその土地を当てはめて事務局が仮評価して審議会において評価して決定していく形を取らせていただきたいと思っております。

複数の候補地の選定に当たっては、最終的には現地視察でいくつかに絞り込んだ候補地を視察していただいた上で総合評価をして選定するという形で進めていきたいと考えていますので、よろしく御審議のほどお願いします。

なお、審議会の今後の運営案を示させていただいておりますが、今日選定基準の設定、公募要領と日程、基本的な考え方（案）と審議会運営案を御審議していただくことになっておりますけれども、これが決定した場合という前提での3月3日以降の案です。審議が尽くされない場合には、順次延期になっていくということをお願いしたいと思いをします。

本日、基本的な考え方と審議会運営案、それから公募要領と日程、選定基準の設定、この三つはできましたら御決定いただければありがたいと考えております。

公募については後ほど御説明しますけれども、今日御決定いただければ2月15日頃からホームページで募集し、市報は3月1日号と15日号に掲載し、3月いっぱいをかけて公募したいと考えておりますので、3月3日はちょうど公募の期間中ですので、ここでは処理方式について御議論をいただきたいと思います。それから一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）のパブコメが終わっておりますので、その結果に基づいて、これを修正するかどうかの御承認をいただきたいと思います。

3月下旬の審議会ですが、これは他団体の施設の視察をしたいと思いをしています。この視察については、一つは処理方式がありますけれども、もう一つは清掃工場がどのようなコンセプトで建っているのかということも視察の目的として捉えていただければと考えております。これについては土日での視察は相手方も無理だと思いますので平日ということで調整をさせていただき、大体午前、午後の2か所ということで、なるべく近場で考えておりますのでよろしくお願いします。

4月中旬の審議会については、公募が何件か上がってきた場合、候補地を事務局で仮評価したものを資料として出させていただいて、その評価を御審議していただきたいと思います。公募が全くない場合については、選定基準に基づいて事務局で候補地の抽出を開始して資料を出させていただきたいと思います。また、委員の推薦がある場合にはそれも併せて出させていただきたいと思います。ただしこれは公募がない場合に限ってのこととさせていただきます。

4月下旬の審議会の運営案では、候補地の現地視察をしていただいた上で、5月の中旬に複数の候補地を総合評価で二つに絞っていただきたいと思います。

5月下旬の審議会については、環境アセスメントについての御審議をいただいて、どういう評価項目が必要かというような御審議をいただきたいと思います。

6月上旬に第1次の答申をいただきたいと思います。6月下旬にはその

地元還元対策という形の第1回の御審議をお願いしたいということで、今年の上半期についてはこのような形で審議会の運営をお願いしたいと思っておりますが、当然、審議会の進捗状況によって柔軟に対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

江原委員

事務局から変更が出たときはプリントで提出していただきたい。次いで質問ですが、基本的考えの案の中で出てくる、資料10-2の で隣接地というのはどれぐらいの距離までを考えているのか、数字で表わしてください。

今後の予定で6月下旬審議会の運営案で、地元還元対策について(1)とあるが、候補地の選定に係る答申までということですから、地元還元についてというのは予定に入れてもらっては困ります。

笹木委員

についてですが、少なくとも民間がごみ焼却場を建設する場合の要件よりも厳しくするというように書かれていますが、もう少し具体的に示した方が、説得力があると思います。また、2月11日から6月下旬までのスケジュールがありましたが、少なくとも2か月先ぐらいまでは日程を入れていただきたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

訂正のプリントは後日配布させていただきます。ただ、本日の御議論もありますので、それを踏まえた形での訂正という形になります。

隣接地はまさに隣ということで、隣に接している土地を隣接地ということで考えております。

地元還元対策については、事務局が作った公募案は必要最小限の項目だけを記入させていただいております。この中で地元に対する配慮などの部分を書き込む必要があるのかどうかを御議論いただきたいと思います。6月の地元還元対策ですけれども、公募で立候補するその土地によって地元還元対策も違ってくると思います。公募で上がってきて、ここにするといったところについて具体的にどれだけの地元対策が必要なのかということは、ある部分は財政面も含めて考えていかなければいけないということで御審議をお願いします。

それから、基本的に考え方をもう少し細かくということですが、これについては案としてお示ししましたので、細かく書いたほうがいいかどうかは委員の皆様判断にお任せしますが、事務局としては基本的な考え方なので細かいのは選定基準で表わしていくと考えてこういう形にさせていただいております。

日程については、基本的に2か月ぐらい先までは3月3日にはお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

立本会長

よろしいでしょうか。先ほどの基本的な考え方につきましてはいかがですか。一応了承していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、資料 10 - 2、建設候補地選定の基本的考え方はこれで了承されたといたしまして（案）を取っていただいて、これを生かしていきたいと思います。

なお、予定のところは削除してください。続きまして、候補地選定に関わる資料 10 - 2 - 3、新清掃工場（100 t / 日）建設候補地選定に係る面積関係基準（資料）について説明をお願いしたいと思います。

鶴岡委員

戻りますけれども、10 - 2 - 4、候補地の抽出はまず公募により募集し、公募の結果と出ております。公募はいいと思うが、土地は簡単に見つからないと思うので、委員からの推薦も並行して進めないとしてこないと思います。並行して進めていただけたらいいと思います。

立本会長

最初公募して、なおかつ公募がないような場合は委員等の推薦でお願いするというふうに考えたのですが、同時のほうがよろしいでしょうか。

長南委員

委員推薦というのは、当然これは地権者が同意をしていなければ、勝手に人の土地を推薦するわけにいかないと思いますので、委員が推薦されるようでしたら最初の公募のところで手を挙げてもらったほうがいいのではないかと思いますので、そのような理解でこの文章をアレンジしたら今の問題は解決するのではないかと思います、いかがでしょうか。

中村委員

委員が推薦しながら事務局で課税資料に基づいて抽出するというのは、公募と委員推薦とが整合性がとれるということになると思いますので、一緒に動かしたらどうかと提案します。

松島委員

事前配布資料 10 - 3 - 1 の 2 ページ目の最後のところに、項目としては候補地探しへの当面の作業をうたって、最後の iv で事務局による候補地選びとしています。事務局作業は膨大な台帳から適合地を選ぶので、公募がなかった場合を考慮したら、同時進行がよい。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

事務局は公募をやっている途中において公募がない場合に備えて課税資料等で探しておきます。委員推薦につきましては、こういう適地があるのではないか、ここも検討してみたらいいのでは、という御意見も委員推薦という形で出しているのがいいのではということで、御説明をさせていただいたつもりです。

立本会長

それでは、並行して進めるという案で少し変更させていただくことで御了解していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

事務局はそのように、文章を書き換えてください。

江原委員

今の件は公募と並行で結構ですが、その前に候補地の中身、選定基準を決めたあとでないとこれは出ませんので、そこを決めたあとの問題なのです。候補地の選定基準を決めたあとでやってください。

立本会長

まず、新清掃工場建設候補地選定に係る面積関係の基準と、もう一つは法的関係について説明をしたいと思います。富所委員お願いいたします。

富所委員

前回の審議会におきまして、最低限の要件として面積の要件、法的な要件、生活環境保全上の要件も必要ではないかということで、今日は内容的には同じ意味合いを込めてですけれども、もう少し広く、まちづくりという観点も必要だというこのような３点からたたき台をお示しするようにということで宿題をいただいております。今日はそれについて５人でまとめましたたたき台をまず私から御説明をさせていただきたいと思います。

まず面積的な要件ですけれども、資料 10 - 2 - 3 を御覧いただきたいと思います。一般廃棄物処理基本計画の中で 1 日 95 t の焼却能力という数字が示されておりますので、その規模をクリアするために清掃工場を造るための面積がどのくらいということでございます。

上の四角で囲まれているところがございますように、合計面積 10,280 m²、約 1 ha が 95 t の焼却能力を有する清掃工場を造るときには必要だろうということでございます。ただ、この中で付帯施設の設置などを考えていきますと、同じ資料の下のほうに参考として、幾つか考えられるものの事例として挙げさせていただい

ております。そういったものを造る、あるいはそういったものを幾つか造るということも含めてですが、その分だけ 10,000 m²に面積が加わる必要があるということでございます。そういう意味で 10 - 2 - 4 に繰り返しの取上げ方をしておりますが、3 ページを御覧いただきますと、その最後に 13 として 10,000 m²以上の土地を確保できることということはそういう意味合いでございます。ここは本来、法律的な要件のところでございますので、11～13 は若干性格が異なりますけれども、あえてこの 13 のところに言及いたしますならば、この意味合いはそういうことだということで、そういう意味で先ほど B は 10,000 に訂正をとというお話が事務局からございましたが、最低限の意味合いを込めて B、そしてさらに付帯設備のことを考えるならば、その分がプラスされた面積の確保が必要だろうと御理解をいただきたいと思います。こちらが面積に関する考え方のたたき台でございます。

続きまして法律的な基準、どの程度のことをクリアしなければいけないのかというのを御説明申し上げます。10 - 2 - 4 を御覧いただきたいと思います。これにつきましては、戻って、お手元に 10 - 2 - 2 という資料がございますので、これは具体的に法律上の要件、特に建築基準法第 51 条のただし書きの関係で千葉県が考え方として示しているものを記載してありますので、こちらを適宜、御覧いただきながらお話をさせていただきたいと思います。

まず 10 - 2 - 4 の資料に戻っていただきますと、2 の基準の作成方針でございます。これについては御覧いただいたとおりでございますけれども、主だったところだけ簡単に御説明いたします。にございますただし書を基本とするということが今申し上げたとおりですが、であえて A、B という書き方をしているところが幾つかございますが、これについては最低の基準は一番上に書かれている内容、例えば 3 の 1 を御覧いただければと思いますが、用途のことが書かれているわけですが、幾つか考えられる場合には A、B、C という書き方をして、基本的にはその中でより望ましい順番に並べてみてはどうかということでございます。これはいよいよ具体的になったときに、さらに内容を精査するときの一つの考え方として持っていてはどうかという意味合いでございます。これが の A、B についての御説明です。

に面積のことは先ほど申し上げましたとおりですが、地形のこと、地権者のこと、これは法律上の要件ではございませんけれども、具体的に交渉を始めるに当たって、あるいは施設を整備するに当たって考慮しなければいけないことだろうということで一応この中で書かせていただいています。法的な関係基準の中に入れてしまったことが適切かどうか分かりませんが、こういうことも選定基準として考えておく必要があるだろうという意味合いで御理解をいただきたいと思います。

は経済性の問題ですが、今回はこの法令関係基準ではあえてこれに触れてはいないのですが、強いて言えば 2 ページを御覧いただきたいと思いますが、7、8 がございます。例えば 7 でしたら幅員 6 メートル以上の舗装道路ということですが、既存の舗装道路だけにこだわらないで、ある程度舗装されてい

るけれども全部ではない場合も考えていいだろうということで、これはどの程度を考えるかというのは強いて言えば未舗装の分が多ければ多いほど財政的な負担が高まりますので、そのときはより少ない負担で済むようなことを考えてはどうかということで、8も同様でございます。経済的な要件は一応今回考えに入れないうと冒頭申し上げましたけれども、7、8あたりは一応それとなくそんなことも考慮してはどうかということでたたき台をつくらせていただきました。

は先ほど申し上げましたとおりですけれども、あくまでも一般的な考え方として地権者の数だけで交渉がうまくいくかどうかということではもちろんないわけですが、一般的には地権者の数が少ないほど交渉しやすいだろうということとして、これは何人が適当かということでは必ずしもありませんが、そういうことも念頭に置きながら考えていったらどうかということでございます。実際にこの辺のところも審議会の中でこれから御議論いただければと思います。

こういった方針に基づきまして、個々に基準としてたたき台を示させていただいたのが3番になります。1～10までが法的な要件ということでございますので、順番に簡単に申し上げます。

1番の用途の問題ですけれども、ここでは工業系の用途と市街化調整区域というのが本文でございます。それにあえてCにそれ以外の土地も考慮に入れてはどうかというふうにわざわざ書かせていただいておりますのは、先ほど御覧いただきたいとお願いしました10-2-2の2ページの(1)の説明文が書かれている中で、なお書きのところにございますように、市が建設する場合には、野田市の場合には全域が法的には建設が可能だということがございますので、その可能性があるということならば、より望ましい順番としてはもちろん本文のとおりでございますけれども、10-2-4に戻っていただきまして1の本文のとおり最初の工業系区域内であることというところが本来の考え方でございますけれども、それにプラスすることとしてCを今見ていただいたような資料を基礎にしてあえて加えてはどうかということでございます。

続きまして2でございますが、これは御覧いただいたとおりでございますけれども、ここで誤解のないように簡単に御説明させていただきたいのはA、B、Cをあえてなぜ設けるのかということでございます。A、B、Cについてはこういう分類が必要かどうか、概ね100m以上であればそれで条件としては十分で、これを満たさなければいけない基準としてはいいわけですが、そういう意味でA、B、Cの分類が必要かどうかということがまず一つ御議論いただくことになるかと思っております。やはりある程度、距離についての考え方も整理したほうがいいというならば、このCは当然100m程度ということになるかと思っておりますけれども、A、Bが、もっと細かく言えばきりがありませんけれども、こういうところも考えていただくということでございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。3番は御覧いただいたとおりでございます。

4番につきましては、今、2のところでは申し上げましたことと同じ考え方でご

ざいます。分類の必要性があるかどうか、また、もし分類が必要だとするならば、その分類の中に 100m というのを頭に入れながら、さらにプラス上乘せをどういうふうにするかということを御検討いただければと思っております。

5、6 はそのとおりでございます。

7 については先ほど申し上げましたように、整備済みかどうかというのは、これは舗装のための費用のことを念頭においてということでございます。

8 も同様でございます。

10 につきましては、先ほどの資料 10 - 2 - 2 の 4 ページの がございます。そのパーセンテージで言えば 5 % が一つの目安ということでございますので、これを念頭に入れて、また資料 10 - 2 - 4 の 10 の A、B、C はこの 5 % を念頭に置きながら分類が必要であるかどうか、必要であるならば同じようにどのような分類の仕方をするかということを是非この場で御審議いただければと思います。

11、12 については先ほど申し上げたとおりでございます。

また、13 については面積の要件のところでは申し上げましたとおりです。

最後に一言、当初、まちづくりの要件につきましては、本来ならば何かしらの提案をすべきだという議論があったのですが、実は、まちづくりというのは当然周辺地域の環境がどういうふうに置かれているかということで、そのまちづくりの仕方も当然、施設の整備、ハード面などはその典型ですけれども考える必要があるだろうということで、それについてはこの議論の中で、あるいはある程度絞り込まれたときに、当然関係の住民の皆さんなり、あるいは公募に手を挙げた方がいらっしゃれば、その方の御希望もあると思いますので、その辺も考慮しながら、まち全体として、野田市全体として、また審議会の皆さんが一致して納得できるような要件を考えていったほうがより現実的ではないだろうか。あまり一般論で言っても、先ほど申し上げたような理由で地域性が生かされないのではないかとということで、今回は三つ目の生活環境保全、あるいはまちづくりの要件と言ってもよろしいですけれども、それについてはあえてお示しをしなかったということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

立本会長

ただいま職務代理が示した件は、我々がたたき台として出した点でございます。これについて皆様からの意見を頂戴したいと思います。その前に、各委員の方から御提案が提出されておりますので、説明をしていただきます。

松島委員

二つの項目に絞って説明したいと思います。一つは、場所を選ぶ場合に、当然機械的に南北半分あたりとか、交通幹線の具合だとかの基準があるでしょうが、人口密度のバラツキ、それに連動したごみ集積場などを十分勘案して、基準を選定してもらいたい。

二つ目は、公募要領に 3 点を盛り込んでいただきたい。一つはこの新清掃工場

が単なる工場というイメージではなくて、まちづくりというコンセプトと、迷惑施設ではなくて誘致したい施設とか、そういうイメージチェンジを図っていただきたいということをアピールする必要があると思います。

二つ目は、循環型社会のさらなる推進ということが空手形にならないようなイメージ、できれば楽しくなるような、人との交流の場だとか未来の子供たちの教育の啓発の場だとか、いろいろな要素を多角的に盛り込んだもの、そういう一体でやるというものを盛り込んでいただきたいと思います。

三つ目は、ごみ処理基本計画でのごみを 30%削減しようということをうたっているわけですが、行政、市民上げてごみ減量を達成しましょうということも盛り込んでもらいたいと思います。

平井委員

ごみ焼却場の施設を何か所か見学をさせていただきましたが、面積は3丁以上必要と考えております。また、リサイクルセンターと清掃工場を一体のものと考えて近くに建設をするととても便利ではないかと思えます。また、財政面の厳しいなか、市有地で使えるところはないものかと提案させていただきました。

横張委員

新清掃工場建設に当たり、複数の候補地が決まると思いますが、どの地区に決まるにしても、なくてはならない施設と理解しています。迷惑施設という観点から、絶対に地元との話し合いの最後に、了解なしには建設しないということを定めていただきたいと思います。

江原委員

工場建設候補地選定基準の計画ですが、基準で一番大切なことは住民の健康と安全ですから人口密集地でない、住民の少ないところを選定する。半径 800m から 1,000m 以内に食品工場関係、小学校、中学校、幼稚園、病院等のない場所を選定する。稼働期間を 15 年とする。必要面積が確保できること。搬出入路を 6 m 以上の舗装道路があるか又は造れるか。野田市の土地が市街化調整区域にする。これらの項目を挙げています。稼働期間以外は大体網羅されていますが、住民の健康第一を絶対的なものとして項目として掲げないといけない。また、候補地を選定して環境アセス、複合公害とか排ガス、振動、騒音等は第三機関に依頼しますが、審議会としても責任があるので、審議委員の立会の上で測定することを提案します。

環境部次長兼清掃計画課長

今の御発言の中で、周辺住民に健康被害があるかのように取られる方もいらっしゃると思うのですが、今、野田市には清掃工場とクリーンセンター、二つの焼却場がございますが、いずれのところからも健康被害という報告は受けており

ませんし、この委員の中にも環境保全協議会の委員の方もいらっしゃいます。そこへも年2回報告しておりますので、もし誤解がありましたらいけませんので、健康被害は出ていないことを御報告させていただきます。

平井委員

今の事務局からのお話は、今までは被害がなかったということですね。

環境部次長兼清掃計画課長

もちろん今の清掃工場とクリーンセンターからは、そういう被害はありませんでした。これから皆さんに御議論いただくことについても当然、選定基準と場所が決まってからいろいろ決めていただくのしょうから、そういうことはないのではないかと考えています。

長南委員

健康問題は当たり前のことです。それ無しには造ることも運営もできないわけです。それを念頭に、新しいものを、前提から外れないものを造っていかうように理解をすればいいのではないかと思います。

立本会長

この件については、今後とも健康であるということが前提になるわけですから、特にこの場で審議は進めないことにいたします。

古橋委員

我々は企画の段階でかかわっているわけですから、迷惑施設というマイナスイメージではなくて、水と緑と多様な生物が群がる市民の憩いの場というプラスイメージで表現をしました。こういったイメージで取り組みたいと思います。また、理念としては、信頼とか触れ合いとか共生、学びが生まれるような設計コンセプトで取り組みたいということです。

2番目の選定の要件、県の建築基準法第51条のただし書き許可基準の上乗せ基準みたいな形で記載させていただきました。用地面積は2ha以上、教育施設、医療施設までは500m以上、その他、電波障害が発生しない、災害が発生したときに影響が考えられないことなども配慮すべきだろうと思います。今回の東日本大震災のことも含めて、想定外でしたなどということにならないように、今、企画の段階できちんと考えるべきことは考えておきたいと思います。

3番に、複数候補地を比較評価しなければならないことが当然考えられます。用地選定の要件をどういう重みづけをするかということがとても大切だと思われる、項目ごとに重要度で順番の重み付けの係数を設定して、さらにその中の施設ごとの評価値を掛け算して得られた値の全項目分の合計値をもって最終的な比較選考をするということで、値が最も高いところを最終選定値として決定するよう

な方式を取らなければいけないのではないかと思います。

4 番目には、環境への配慮、緩衝地帯、広報、研修、交流施設、余熱利用施設、予備スペースとかにも配慮して詰める必要があるだろうということです。また、付帯施設も当然入ってくるでありましょうし、この辺も勘案しなければいけないので、1 回の審議で絞られるとは到底思えません。

長南委員

重なるところは省略させていただきます。一つは、今までの迷惑施設ということではなくて、新清掃工場施設が誘致したい施設というイメージをまず打ち出すことが必要だと思います。これが地元との話し合いのハードルを下げることになるのではないかと思います。後に申し上げますように工業系という用地は恐らくないのではないかと思います。したがって調整区域になるのではないのかということをお前提にこういうイメージをしております。広い公園の中に清掃工場の施設があるというイメージです。その公園的な清掃工場の周辺には、民間がやっていただければありがたいのですが水田型の市民農園があって、そういうところに来た人も清掃工場のトイレだとか水だとか、例えば人が集まればお茶を飲むような場所も必要だろうということで「つくしんぼ」の出店というのもイメージさせていただきました。そういうイメージで施設の設計をしていただければありがたいと思っています。

そこで必要な面積ですけれども、公園の中に施設があるということになれば、やはり最低 3 ha 以上は必要だと思います。野田市の清掃工場は、実際に使っている敷地面積は 20,500 m²です。広いなと思っても昔の清掃工場がそのまま放置されているところも含めて 37,000 m²ぐらいですから、やはり今の清掃工場のたたずまいを見ると 20,000 m²では公園の中に施設があるということにはならないのではないかと思います。もちろんこれは財政と土地の許す範囲ですけれども、そういう面積も考えたということです。

2 の は、工業系用地では前回行き詰まっていますし、あればいいのですが、ないだろうということで、調整区域に限らせていただきましたが、条件によりますから、絶対だというふうに思っているつもりはございません。

の学校や保育所の敷地境界から云々ということですが、これは民間の基準の当初 300m というのも考えたのですが、実際にそういうところがあるのかどうかは私は分かりませんので、これは離れていれば離れているほどプラスする加点方式として、最低は民間の 2 倍を基準の 200m の線を引かせていただきました。ただし、住宅についてはポツン、ポツンと建っている場合もありますので、少なくとも前回の基準のように 100m 以上離れているということを前提にして、200m 離れていなくてもその住民の方から同意を得られればこの限りでないという形にさせてもらいました。

の搬出道路ですが、これは今日、学識経験者の皆さんが出された案でも、必ずしもそうされているとは限らないと書かれていますので、舗装されていない道

路を舗装するということも、いわゆる地元還元策ということの視点からも考えられるのではないかと考えていますので、舗装されていなくても構わない、ただし舗装されている場合は1点加点をする加点方式です。

、運搬効率がよいことということで、市域を3分割いたしました。旧関宿地区、南部・福田地区をそれぞれ分けまして、それ以外を中心部ということにしまして、周辺部を1点、中心部を2点という形にさせていただきました。

の法律や条例の制約があって云々ということですが、例えば農業振興地域に一部掛かるというところ又は丸々掛かるというところも、手続によっては解除が可能だと思っていますので、ここも制約がなければ2点とするということで、面積についても増えれば増えるほど点数を上げましょうということで提案させていただいております。

瀧委員

この建設選定基準案は皆様の言われていることと事務局から出された案は非常に近いところにあると私は拝見させていただきました。ただ、何点か気になるところがありますのでお話をさせていただきます。

まず、建設候補地選定の基本的な考え方の中の ① の候補地の抽出の話ですが、公募というのは自らが手を挙げるわけですから特に問題ないだろうと思います。委員推薦というのはどうなのだろうかと思います。学会の中で何度か話がありましたが、最終的に村八分にあらうという事例があります。そういうこともありますので、できましたら委員推薦というのは外したほうがよろしいのではないかなという気がいたします。事務局は少なくとも野田市を熟知しているわけですから、そういう意味で事務局がそのあたりを全部整理していくという形のほうがよろしいのではないかと思います。そうしないと、あとでこの委員の方々とそれ以外の方々の間に亀裂が起こるということがあってはいけないのではないかなと思うわけです。職務として事務局が整理していくことが大切なのではないかなと思います。

もう一つは、基本的な考え方の中で、「少なくとも民間がごみ処理場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本とします」これはあまり適切な文章ではないのではないかなと思います。「民間に範を示すようなものにする」という表現ではないといけないのではないかなと思います。少なくとも公的な事業ですので、公的な事業を見習って民間が動いていくわけですから、そういう民間の例になるようなものに持って行かないといけない。これですと民間と競争するという表現になっているので、この2点について私は気になっておりますので、事務局を中心に御検討いただければと思います。

鎌野委員

事務局への質問になると思いますが、お話が出た資料 10 - 2 の建設候補地選定の ② ですが、公募をして選定基準を満たす適地があればそれが候補地となるということなので、それは候補地として決定ということではなくて一応残るというこ

とで、一つも応募がない場合、それはここに書いてあるような、今、委員推薦云々という御意見が出ましたけれども事務局が抽出するという手続になっていますが、こういう場合には基本的には公募がないので、ここで言う委員推薦とか事務局ということになるかと思うのですが、公募によって候補地が出てきた場合にはそれを比べるという理解でよろしいのですか。ですから最終的に応募のものと、応募はあるけれどもよりよい候補地ということで、例えば事務局などが提案をする、あるいは場合によっては委員の意見を聞くという理解でよろしいですね。ですから応募があればそれで終わりというわけではないですね。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

公募の要領案をまだ御説明させていただいていないのですが、公募の要件として、土地所有者が応募する場合には地元自治会の同意が得られていること。自治会か土地所有者が応募権利者になるわけですがけれども、自治会には地元の自治会が応募する場合は土地所有者の同意が得られていることということで、厳しい応募の要件を課しております。地元の同意が得られての公募という形ですので、これについては公募があった場合には公募を最優先ということで、この選定基準を満たす適地がない場合というのは公募があったのだけれども、選定基準とかかけ離れていて、これは適地では全くないという場合には、それはいくら公募があったからといっても無理だろうということで、基本的には応募があればそれを優先して選び、その適地が全くない場合に委員推薦又は事務局がという形で考えております。

鎌野委員

そうするとまさにこれが選定基準とかかわるので、選定基準については今いろいろと各委員から御意見が出たということでこれから審議するということですがけれども、今のところこの選定基準ではどちらかというと土地所有者の同意、周辺自治体の同意という、ある意味では形式的な、もちろん法令に乗っ取ってなくてはいけないですが、どちらかというと形式的な要件ということですね。ですからそれは満たしているのだけれども、もっといいところがあるのではないかとすることがあっても、それはそれで公募があれば基本的にはそれで決定しますという理解でよろしいですね。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

ここで言っている言葉の意味の選定基準はこれから御審議いただく選定基準なのですが、そもそも公募の前提条件として同意とか、面積についてはこれから御議論いただくわけですがけれども要件があります。かなり地元にも土地所有者の同意とか、土地所有者であれば地元の同意を取ってから応募をということの労力をお願いします。これについては、地元との合意というのが一番今後の大きな課題でもありますので、これを取りつけて、考え方から言っても自分のところに誘致

してくれというようなところは優先してやっていって、まちづくりという観点からそれを優先するのがいいのではないかという基本的考え方で、公募があればそれをまず優先して考えて、どうしても委員の皆さんがお決めになった選定基準とあまりにもかけ離れて、これは適地とは言えないという場合だけは、適地がないということで次の段階に進ませていただくという意味でございます。

鎌野委員

基本的には私もそれに賛成でございます。若干各委員から伺った御意見などで私なりの意見を申し上げたいと思います。

各委員の御意見はもったもで、どの案も感心して聞いていたところです。その上で若干法律を専門としている者から、反面法律的に、反面は法律的でない議論を申し上げますと、先ほど富所委員から御説明いただいたのは、基本的には法令上の基準ということで、少なくともそれに乗っ取って、そしてそのハードルもより高いものにしようということですが、各委員からはそれ以外にいろいろな選定基準として要素があるのではないかという意見があります。資料 10 - 2 - 4 は 13 までしかございませんけれども、各委員から出された御意見を 14 として、その他こういうことなども考慮するというようなことで、13 までの基準とは適度に柔らかな基準として、搬入の効率性の高さ、土地の取得の財政面、周辺の地域の状況、景観、埋蔵文化財、地震の問題に関して、地盤の問題、災害に強い土地なのかどうかということということも配慮すべき一つの要素になろうと思います。また、公園的な清掃工場を造るに当たって、その実現可能性等々を一要素として配慮するということがよろしいのではないかとということでございます。

それからもう 1 点は、これならば自分の土地を、あるいは我が自治会も協力していこうと、清掃工場をここに誘致しようじゃないかというインセンティブが働くような公募要領は非常に大事だろうと思います。もちろん十分な情報公開、情報提供をして、十分な説明ということを前提にした公募要領を作ることが大事だと思います。

立本会長

ここで休憩します。

10 分休憩

立本会長

それでは再開します。

恵委員

皆様の御意見を拝聴しておりまして、具体的に清掃工場用の土地を想定する場合のメニューが多様に御提案されたと思います。これまでの検討の流れの中から

は、土地をどのように考えるかという考え方の御相談が進んできた中で、御提案のあった内容も踏まえて共通に考えますと、基本となる自区内処理のために、私たちの市域にまず清掃工場を造るのであって、その自区内処理の最適な位置を決めるということです。その機能としての清掃工場に何をプラスするかというところがいろいろな御提案にあったと思います。何をプラスするかの際に、江原委員から御指摘があったように、健康優先が大前提ですよということになると思います。

私の一つの考え方ですが、極論と思って聞いていただきたいのは、例えば野田市全体から見て、野田市にない自然的な要素は何かと思うと山がないという極端なことを思うとします。そこに山があって見晴らせるのだけれども、その山の下は清掃工場であるとか、極端に言えばですが、そういう意味で新しい拠点なり名所なり、お金のことは、今は度外視していますが、更に 20 年後、25 年後の次の世代にとって、この清掃工場は単に老朽化した廃墟とするのか、今回一生懸命頑張ったので、気がつくとも機能として少し入れ替わりはあるけれども、何かそこに山が残ったとか、長南委員がおっしゃるように大きな公園が残ったとか、古橋委員がおっしゃるように 50 年たつとこんもりした森になったとか、何か併せて少し残って行くものを将来的に考えて、今私たちが出している処分しなければならぬものの処理の仕方については 30% 減量していくのですけれども、場合によっては時代が変わって違う処理方法や持ち込み量の変化などもあるかもしれませんので、そこはとても大ざっぱな夢の話として、そういう前提まで想定した議論がいつか必要かと思います。

この中で緊急的に考えなくてはいけないのは、基準としてどんな土地がいいでしょうねと皆さんにお諮りする公募要領に、今は法律的に必要なものを載せるという御提案があとであると思いますけれども、それに対して、こういう条件、こういうメニューだったらうちの自治会でも考えようかという、そういうアイデアを皆さんが湧かせていただけるような、そういうメニューを出せるのであれば、それは例として、こうです、こうですと決めるのではなくて、こういうことを考えて誘致したいと思っていただけるような、そういう素材出しというのは一つできるのではないかと思います。

その案として出すのに今回の公募というスケジュールが間に合うかどうかということと、実際に差し迫っている事柄をきちんとクリアできるかというところが今考えどころなので、あとで説明があるような公募要領に何か加えるかどうかという書き方ですが、そこに一つ追加事項として皆様からの御指摘の項目を入れたらいいのか悪いのか、その辺の御判断をいただくといいのではないかと思います。

二つ目に、とにかく最初にいわゆるイニシャルコストとして何か設備投資します。そしてそれを今度ずっと維持していくランニングコストが発生します。それと同じ考え方で、清掃工場が立地しているエリアにとっては建物があるだけではなくて、毎日搬入、搬出の車両がありますので、その車両を快適な要素にどう変

えられるか。その車が通ることの何か意味を最初にさらに持って行けるかどうか、抽象的ですが、そんなことも併せて検討しなければいけないと思います。

3点目は、本来人工物でハードの施設を造るわけですが、その周辺への焼却施設から大気を抜いていったりする、そこで気になるということであれば、周辺の自然環境に力をどういうふうに発揮してもらうか、主に言えば緑か水面かというところですが、そういう自然系の要素の組み合わせもやはりいろいろな力を持っていますので、植物が持っている力とか、物質を吸着する力とか分解する力がありますので、そういうことも含めた環境の想定というのをやっていく必要があるのではないかと思います。根拠としていろいろデータはつけなければいけないのですが、そういう意味で皆様の御意見が非常に多岐に渡っているのでそういうメニューを出したらどうかという意見です。感想になってしまいました。以上です。

立本会長

ありがとうございました。委員の皆様の意見を聞きながら感想等を述べていただいたわけですが、先ほど私が資料 10 - 2、建設候補地選定の基本的な考え方というところで、御了解していただいたかどうかということで、御了解していただいたということで案を取るという話をしました。ここで、これをその後委員の方からまた建設的な意見をいただいたので、それをこれに組み込んで、もう一度新たな基本的な考え方を示すということにさせていただけないかどうかということをお聞きわけですが、いかがでしょうか。

例えば「判定の基準は少なくとも民間がごみ処理場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本とします」というようなところを「選定基準は民間の模範になるような選定をすることを基本とします」というような文言に変えることだとか、そういったことをもう一度整理させてもらって、次回に再度示すということにさせていただけたらと思ひましてお願いしたいのですが。

長南委員

今のお話ですが、今そういうことで範を示すというのはやはりそういう表現のほうがいいと思いますが、これをまた次回に先延ばししないで、整理できるなら今日詰めておいたほうがいいと思います。この基本的な考え方を決めないと次の選定基準に入ったり、公募の要領を決めるわけにはいかないと思います。

江原委員

長南委員の言われることもごもっともなのですが、ここは非常に重要なのです。これがある程度たたき台の基本になってくるので、これはみんなの意見等が出ている中で、これに盛り込んで会長が次のときまでにやりますということは、次に時間が伸びたとか伸びないとかそういう問題ではなくて、基本的に大切なことは時間をかけてもいいと思います。いつまでにこれを決めなければいけないというのは審議会では誰も決定しますということとはしてないはずですから。あくまで

も審議会で決めることが重要なのです。だから事務局は確かに時間がないということと言われるけれども、事務局云々ではなくてあくまでも審議会で決めたことが重要なのです。ですからここは重要なので会長が言われるように今までの案を盛り込んでやっていただいたほうがいいと思います。

竹内委員

基本的な考え方はあくまでも基本的な考え方で非常に大枠なわけです。それを今会長がいろいろな方々の意見を聞いた上でもう1回これを練り直したいということですが、ここまで練り込んであるわけで、今この場できちんと決めれば済むのではないかと思います。

小倉委員

基本的な考え方をきちっと示さなければ先へ進められませんので、いろいろな今の御意見を踏まえて、1項目ずつこれでいいのかどうか精査をしていただいたほうが良いかと思います。

富所委員

会長の真意をもう一度私からお伝えします、先ほど決定をしたことをもう一度見直したほうがいいという根拠は具体的には三つあります。ですから逆に言えば三つ以外にあればまたそれを加えて、その三つが整理できれば逆にこれは決められるということだろうと思います。何をもう1回整理をし直さないといけないと考えている三つを申し上げます。まず1点目が、先ほど会長がおっしゃった民間の範になるようにするという文言、これは表現はともかくとしてそういうことが一つ。

二つ目が、先ほど公募の場合、公募の取扱いはどうなるのかというお話がございましたが、それについては優先的に取り扱うということになりましたし、また、皆さんがそれでよろしければこれも整理が可能かと思います。

もう一つは、委員推薦は地元との人間関係をいろいろ難しくするので、委員推薦はいかがだろうかということがございましたので、委員推薦の扱いをどうするか。基本的にはそういったリスクも負って委員が推薦をするということだろうと私は思っておりますけれども、皆さんがどのように考えるかによって、極端に言えば委員推薦という言葉は削るという必要が出てくるかもしれません。この三つが整理できれば、とりあえず具体的な整理ができると思います。そういう意味でその三つの整理のために時間が必要ではないかという趣旨ですので、この場で三つについて、少なくとも最初の二つは基本的には異議がなければ委員推薦の取扱いをどうするかでペンディングする理由はなくなっていると思います。

立本会長

職務代理に述べていただいたのは、その点は文言を変えて御了解していただく

ということならば、今、事務局で、修正ができるでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

民間に範を示すということについては、打ち変えというよりはその趣旨に沿ったものを、ここで御了解いただければ次にこれを入れた形の文章をお示しすることで御了解いただければと思います。

公募の取り扱いについては、もう少し分かりやすくということであれば、その趣旨に沿ったことを次回までに直しますけれども、考え方としてはここで決めていただいても差し支えないのではないかと考えています。

委員推薦については、やるかやらないかを決めていただければそれに沿って直させていただきます。

富所委員

せっかく具体的に進めようということなので、文書についても一応大きな1点目は先ほど会長がお話になったように、選定基準は民間がごみ焼却場を建設する場合、その模範となるような選定の仕方をする。それを基本としますということ。それから2点目の の公募については、公募の結果、それが選定基準を満たしている限りにおいては候補地として優先的に取り扱うことにする。これが趣旨としてです。三つ目がこの委員推薦の扱いをどうするかということで、1点目、2点目は文書上、基本的にはそういう表現でよろしければ、またこれで基本的にご了承いただければ文書の精査は会長に一任していただくということでよろしいかと思いますが、その辺のことも提案させていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀧委員

「民間」という言葉は使わないほうがいいと思います。「同様な事業」でよろしいかと思います。この事業は公共事業ですので、そういう意味合いも含めて、少なくとも個人の私企業と対抗するようなイメージを持つような表現はやめたほうがいいと思います。

富所委員

1点目については、今の趣旨で改めてまとめさせていただければと思います。

小倉委員

富所委員さんから御説明がありましたけれども、先ほど会長さんがおっしゃったようにきちんと精査して示してくださるのか、今ここで仕切りをするのか、その辺が不明瞭なのできちんと話してください。

富所委員

申し上げた趣旨でよろしければ、文書については一任させていただき、基本的にはこの案を取るというふうに提案したいと思って発言させていただきました。

江原委員

1点1点了承を取ってやっていったほうがいいと思います。

長南委員

文章の精査についてはお任せして次回に回すということでもいいと思うのですが、今どうするかということを決めるのか次に決めるのかというのは、この委員推薦の取り扱いだと思うので、もう1点1点やらないでこの委員推薦をどうするかということを議論していただければいいと思います。

立本会長

委員の推薦をどうするかというのが問題になっているわけですが、この点をどういたしましょうか。委員推薦をするとトラブルがあったときに問題があるのではないかという意見がございました。職務代理からは、そういったことも考慮して推薦をしてもらうという意見はどうかという意見が出たりしていますが、皆さんはどうすればよろしいでしょうか。

知久委員

極力この委員推薦はやめたほうがいいと思います。閑宿で、村八分が生じたという事例があるので、公募のできるのであればそれがいいと思います。もし公募がないのであれば行政のほうで何とかするのがいいのではないかと思います。

もう一つ、隣接地というのがありましたが、あれは正確に言うとクリーンセンター及びその周辺ということで、大体半径500mということです。

高梨委員

委員推薦はやったほうがいいと思います。

小倉委員

公募というのはきちんと地主とか周りが明確に、そして公にきちんと応募をするということですので、これが一番いいわけですが、今のいろいろな御意見を勘案すると、委員推薦の部分においては最後に括弧をつけて示すという形はいかがでしょうか。

大柴委員

委員推薦についてはあくまでも最後の形という形にとどめておくべきかと思います。やはり公募という形を優先して、それでもなければ課税資料等に基づいて

事務局が調べ、その中で案を選ぶという形が一番適切かと思います。

小俣委員

委員推薦について何か誤解があるような気がします。委員推薦というのは、例えばわれわれ知らなかったけれども適地があるのならアドバイスの的に教えていただけたらありがたいという程度の委員推薦だと思います。各委員に、皆さんそれぞれ土地を推薦してくださいなどということではないので、それほど重く考えることなく、このままの文章で構わないと思います。

松島委員

「委員推薦または」というのをやめて「事務局は、委員からの推薦地情報を含め課税資料等に基づいて抽出する」とか。あくまでもあんな土地があるよ、こんな土地があるよ、あそこがいいのではないかというようなことを事務局に情報を流して、それを含んだ上で事務局は地主さんにあたるなり周辺が基準に合っているかどうか探すということで、事務局の一つの情報として取り込む、そういう文言にすれば落ち着くのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

高梨委員

委員推薦についてはいろいろなやり方があると思います。紙に書いて箱に入れて、文言だけを書いて名前を書かずに入れるというのも一つだし、いろいろなやり方がある。場所を選定するということについては委員の案はいいと思います。やり方を考えればいいと思います。

富所委員

最終的には案として上げたものの責任の所在が事務局にするのか、名前を挙げるかどうかは別として委員の中からの推薦の案件ですとするのか、整理をきちんとしておけばよいと思います。流れとしては最終的な案の提案の責任は事務局が持つということだと思います。情報提供は委員の方もできる限り努力をするということならば、皆さんの合意に近いと解釈しますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古橋委員

基本的な考え方の ① に、複数候補地の選定に当たっては云々と書いてありまして、各候補地が適正に評価、あるいはそのあとで総合評価をし、と言葉が並んでいるのですが、中身的にはどういうことが適正な評価なのか、どういうことが総合評価なのかということの具体性が全くないので、この辺を委員推薦もさることながら早急に詰める必要があると思います。私が提案した資料に書いた複数候補

地の比較評価方法という重みづけをしたらどうかということで、そういうことの物差しをまず作ることの大切さを感じます。

立本会長

古橋さんの意見につきましては、今後詳細に内容を詰めていきたいと思います。私といたしましては、候補地の抽出はまず公募により、その公募のあとに括弧をつけて、委員の推薦も含む、で募集し、公募の結果選定基準を満たす適地がない場合は委員推薦または事務局が課税資料等に基づき抽出することといたしますと、いうようにさせてもらえないでしょうか。

小室委員

文言にこだわりたい。公募と推薦、事務局の抽出は次元が違うと思いますので、その辺はしっかりと整理した文言にしたほうがいいのではないかと考えます。

富所委員

公募の件は「公募の結果、その地が選定基準を満たしている場合に限り候補地として優先的に取り扱うこととする」ということで一つです。それから「課税資料等」のうしろに入れるのか、前にするのはありますけれども、委員からの推薦情報、委員からの推薦は事務局がそれを受け止めて抽出をする作業に使うという趣旨でございます。

長南委員

委員情報については、委員情報も含めて事務局が課税資料等に基づき抽出するという意味合いだということで合意をしていただいて、次回文章として提出してもらって最終確認をすることでいかかでしょうか。

立本会長

次回に整理して皆さんにお示しいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

先ほど知久委員から基本的な考え方の の隣接地についてのお話がありました。これは協定書をよく確認させていただいて、適切な文言に変更させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

立本会長

事務局のほうで公募要領のことについて説明をしてください。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

公募要領について御説明させていただきます。公募要領は、最初に申し上げま

したとおり、事務的な部分のみについて最低の部分を記入したということで御了解いただきたいと思います。今議論になっているような、まちづくりの観点から基本的な考え方の中に入れていくのかとか、地元の還元対策の関係をどう書き込んでいくかについては今後、御議論をいただきたいと思います。

まず、施設設備の基本的な考え方については、今建て替えなければいけないが喫緊の課題だということを言って、審議会のほうで公募するという方針が示されましたので公募するというような内容になっていますが、ここにはどうやって書き加えるかという御審議をお願いいたします。ここで、誤字の訂正をお願いします。1の下から4行目、「野田市申請清掃工場」と「申請」という字になっていますが、これは「新」の間違いでございます。

公募内容ですが、応募要件として1ha以上の用地面積が確保できることとしております。1haというのは、千葉県基準からいくと、清掃工場本体だけで賄える最低の用地という考え方ですので、応募のときにこの1haでいいののかも御議論をいただきたいと思います。

として土地所有者が応募する場合は、地元自治会の同意が得られるということ、地元自治会が応募する場合は土地所有者の同意が得られていることということで、お互いに了解の上で応募していただきたいという趣旨でございます。

候補地が複数の自治会にまたがる場合には両自治会の同意が必要ということで、所有者が複数の場合も同様のことになります。

応募方法については土地所有者及び地元自治会が応募していただくということで、複数にまたがる場合には連名という形になります。

応募期間は2月15日から同年3月31日までとなっておりますけれども、まだできておりませんので、この2月15日は無理です。3月3日に次回がありますので、ここでまとめていただきましたら3月15日の市報に載せて公募を開始したいと考えておりますので、次回はそのような形でお示ししたいと思います。ですから公募期間については3月15日から4月15日の1か月間程度を考えております。応募書類等についてはここに表記のとおりであります。応募書類の入手方法としてはホームページに当然掲載しますので、そこからのダウンロードの他、各地の公共施設に配置していきたいと思っております。

候補地の選定方法ですけれども、ここに選定基準は書いてありませんけれども、選定基準ができた段階で当然こういう選定基準に従って公募しますということで考えておりますので、選定基準ができない限り公募も始まらないということで御理解をお願いしたいと思います。

(閉会)

立本会長

ただいまの基本的な考え方、内容等については次回詳細に議論をさせていただくということで、今日は終わりにしたいと思います。第10回審議会の議事録署名委員は、知久浩委員と横張一郎委員にお願いしたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

次回審議会の選定基準の資料の出し方ですが、今日たたき台としてお示したものはそのまま基本になると思うのですが、例えば1のところ調整区域に限るという御意見を長南委員からいただいておりますので、他にも各委員から意見をいただいたところもありますので、この辺は例えば1でたたき台があって、それに対してこういうようなというA、B案というような形で対立しているところ、あとは具体的に数字を入れる必要があるところは少し入れた案で1案、2案という形で複数案を示すような形で審議をするということによろしいでしょうか、それから14など幾つか追加ということで御審議いただくという形の資料をつくりたいと思いますので、それをお諮りいただきたいと思います。

松島委員

異議あります。今日13項目の重要提案がありまして、訂正とか数字とか示されたけれども、これをもとに1点1点意見を出し合って、集計していくとばかり思っていました。古橋委員や長南委員、江原委員が何mとか出されましたけれども、他の方は具体案を出していません。今日の趣旨は理解できたはずですから、それぞれの数値を皆さんが事務局に送って、それを事務局で集計して次回資料として出していただき、これをもとに論議すると、みんなの意見が反映されているわけですし、短時間で済むと思います。どうでしょうか。

江原委員

今の意見でいくと、それもある程度はいいかと思いますが、インターネットなどでやるのであれば審議会でやっている意味がないですので、次回に先ほど言われたように14項目をある程度まとめて、5～6件あったら17、18、19といくのかもしれませんけれども、それを出してもらって、ここでいう概算の選定基準、たたき台をこれでいいか悪いか、それを審議会で1点1点決めていけばいいのです。

立本会長

大切なところなので1件1件押さえていきたいと思っています。

長南委員

松島委員が言われたのは、学識経験者のほうからたたき台が一つ出まして、委員の5人から同じようなことが提案されました。では他の人たちはどうするのですかと。今事務局が言ったのは、今出ているものを一つの表にまとめて違いや同じ形が一目で分かるようにして次の議論の資料にしたいということで、松島委員が心配しているのは、他の出していない人で出したい人もいるのではないかという話だと思うのです。ですから、提案の締め切りをきちんと決めた上でまとめて

もらえばいいのではないかと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

2月20日ごろまでに御連絡いただければと思います。

立本会長

2月20日までに事務局にその旨の提案を出してください。以上で、本日は終わりにしたいと思います。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。